

# 紀宝町 会計年度任用職員 登録制度のご案内

役場や出先機関で非常勤の職員として働いてみませんか？

紀宝町では、本庁舎や出先機関で任用する会計年度任用職員を職種別に登録し、必要に応じて登録者の中から選考を行い任用する「会計年度任用職員登録制度」を実施しています。

登録職種や手続きは、以下のとおりですので、登録を希望されるかたは、役場総務課に必要書類を提出し、登録手続きを行ってください。

なお、選考と任用は必要に応じて随時行っており、登録していただいても任用がない場合もございますので、ご了承ください。

## 1. 登録職種・内容・資格・時給単価等

	登録職種	内容	資格等	時給単価 ①R8年1月～ ②R8年4月～
1	一般事務職	役場や出先機関での事務業務	パソコンなどの操作ができるかた	①1,255円 ②1,279円
2-1	保育士	町立保育所又は子育て支援センター等での保育業務	保育士の国家資格を有するかた、又は任用までに取得見込みのかた	①1,433円 ②1,462円
2-2	保育補助員	町立保育所又は子育て支援センター等での保育業務	保育士資格は問いません	①1,295円 ②1,320円
3	幼稚園講師	幼稚園での保育業務	幼稚園教諭の国家資格を有するかた、又は任用までに取得見込みのかた	①1,527円 ②1,557円
4	教育支援要員	町立学校等での児童生徒の生活支援業務	資格は問いません	①1,255円 ②1,279円
5	介護支援専門員	地域包括支援センターでの介護予防ケアマネジメント業務	介護支援専門員の都道府県資格を有し(又は、保健師、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事)、自動車運転免許(普通)を有し、パソコンの操作ができるかた	①1,540円 ②1,570円
6	社会福祉士	地域包括支援センターでの総合相談支援業務及び権利擁護業務	社会福祉士の国家資格を有し(又は、社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上若しくは介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者)、自動車運転免許(普通)を有し、パソコンの操作ができるかた	①1,540円 ②1,570円
7	保健師	役場又はきほう健康ぶらざ等での保健業務	保健師の国家資格を有するかた、又は任用までに取得見込みのかた	①1,686円 ②1,719円
8-1	看護師	役場、きほう健康ぶらざ又は相野谷診療所等での看護業務	看護師の国家資格を有するかた、又は任用までに取得見込みのかた	①1,650円 ②1,683円
8-2	准看護師	役場、きほう健康ぶらざ又は相野谷診療所等での看護業務	准看護師の都道府県資格を有するかた、又は任用までに取得見込みのかた	①1,389円 ②1,416円
9-1	管理栄養士	役場、きほう健康ぶらざ又は相野谷診療所等での栄養指導業務	管理栄養士の国家資格を有するかた、又は任用までに取得見込みのかた	①1,502円 ②1,532円
9-2	栄養士	役場、きほう健康ぶらざ又は相野谷診療所等での栄養指導業務	栄養士の国家資格を有するかた、又は任用までに取得見込みのかた	①1,383円 ②1,410円

	登録職種	内容	資格等	時給単価 ①R8年1月～ ②R8年4月～
10	歯科衛生士	役場又はきほう健康ふらぎ等での歯科衛生指導業務	歯科衛生士の国家資格を有するかた、又は任用までに取得見込みのかた	①1,383円 ②1,410円
11	用務員(校務員)	町立学校等での用務員(校務員)業務	資格は問いません	①1,263円 ②1,288円
12	管理人	出先機関での施設管理業務	資格は問いません	①1,263円 ②1,288円
13	調理師	町立保育所、幼稚園、給食センターでの給食調理業務	調理師の国家資格を有するかた、又は任用までに取得見込みのかた	①1,334円 ②1,361円
14	調理補助員	給食センター等での調理補助業務	調理師資格は問いません	①1,263円 ②1,288円
15	給食センター運転手兼調理補助員	給食センターでの配達車運転・調理補助業務	自動車運転免許(準中型)を有するかた	①1,263円 ②1,288円
16	清掃作業員	塵芥収集業務	自動車運転免許(準中型)を有し、3トン車の運転ができるかた	①1,465円 ②1,494円
17	運転手	中型(マイクロ)バスの運転業務	自動車運転免許(中型一種)を有するかた	①1,465円 ②1,494円
18	施設管理士	水道施設の維持管理業務	資格は問いません	①1,465円 ②1,494円

※当町での勤務経験により加算される場合があります。

## 2. 登録受付期間

随时受付中

午前8時30分から午後5時15分まで(※土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

## 3. 登録手続き

次の書類を、役場総務課に提出してください。

- |             |   |
|-------------|---|
| ①登録申込書      | 紀宝町役場所定の様式  |
| ②資格(免許)証の写し | 保育士、幼稚園教諭、介護支援専門員(運転免許証含む)、社会福祉士(運転免許証含む)、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、調理師、給食センター運転手兼調理補助員(運転免許証)、清掃作業員(運転免許証)、運転手(運転免許証) |

## 4. 登録期間

登録の日から2年間(ただし、任用された場合は、任用開始日の前日まで)

## 5. 任用条件

- ・勤務時間…正規職員の1週間あたりの勤務時間(週38時間45分)より短い時間で、任命権者が定める勤務時間
- ・任用期間…1年以内
- ・その他…その他の条件は、紀宝町会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程による

## 登録申請・お問い合わせ先

紀宝町役場 総務課 (会計年度任用職員登録担当係)

電話:0735-33-0333 FAX:0735-32-3061

〒519-5701 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324番地

【R08.1~】